

平成30年10月26日

都市整備部住宅課

住宅マスタープラン素案について

1 住宅マスタープラン素案

(1) 素案の概要

別紙「新たな住宅マスタープラン素案（概要）」のとおり

(2) 計画期間

平成31年（2019年）度から平成40年（2028年）度までの10年間

2 狭小住戸集合住宅税の位置付け

(1) 施策の方向性

以下は、素案から抜粋

良質な民間ストックの供給促進

(1) 良質な集合住宅の供給誘導

- ① 「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づき一定規模以上の集合住宅について、高齢者の居住に配慮した設備の設置や管理人室の設置等を促すことで、良好な住環境の維持を図っていきます。

(2) 狭小住戸・敷地の発生抑制

- ① 「狭小住戸集合住宅税」により、狭小な住戸から構成される共同住宅の建設を抑制し、住宅ストックのバランスの回復を図ります。
- ② 敷地の細分化による狭小戸建の建設を抑制するため、敷地規制のあり方について検討します。

(2) 成果指標

以下の成果指標について、引き続き、指標として設定していく方針である。

① 住戸面積 50 m²以上の住宅ストックの割合

46.0%（H25年）【住宅・土地統計調査】

② 最低居住面積水準未満世帯の割合

20.8%（H25年）【住宅・土地統計調査】